

令和5年7月11日
新幹線・交通対策監室
交通政策課
担当者：神佐
内線：3708

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金の受付開始について

これまでのコロナ禍による利用者の減少や昨今の燃料価格の高騰により、厳しい経営環境に置かれているバス事業者、タクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を支援するため、これら事業者が保有する車両の台数に応じた支援金を交付することとし、本日、申請受付を開始しましたので、お知らせします。

記

1 支援金の概要

対象事業者	交付対象車両	交付額 (1台あたり)
乗合バス事業者	次の路線等の運行の用に供する車両 ・路線バス及び県内特急バス ※小松空港連絡バス、定期観光バス、周遊観光バス、その他主に観光を目的とする路線は除く	15万円
タクシー事業者	タクシー事業の用に供する車両 (福祉輸送限定車両は除く)	5万円
自動車運転 代行業者	自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車	3万円

2 申請について

受付期間 令和5年7月11日(火)から8月31日(木)【消印有効】まで
申請先 石川県新幹線・交通対策監室交通政策課
※郵送、窓口又は電子メールで受け付けます。

3 その他

・詳細は、新幹線・交通対策監室交通政策課ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shink/shienkin.html>